

00857

(毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日))

(昭和四年四月十五日第3種郵便物認可)

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第二百三十七号

鳥取県建築代理業条例(昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十五号)第六条第一項の規定により鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。

昭和三十年五月十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

- ◇告示
- 建築代理業者の登録
- 豚コレラ予防注射等の実施
- 土地の公用廃止
- 廻の廢止並びに指定
- 收入証紙小売さばき人の氏名変更
- ◇教委告示
- 臨時教育委員会の招集
- ◇公安
- 幹部派出所、巡查駐在所及び巡查派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部改正

登録番号	登録年月日	本籍所	事務所所在地	名称	業務管理者
		現所	住所	氏名	
三一二	三〇、五、一三	鳥取市藪原町五一番地の二	衣笠二級建築士事務所 衣笠則利所	二級建築士 衣笠則利	

鳥取市川端三丁目三五番地

00859

3 暦年5月13日 金曜日 鳥取県公報 第2615号

豚の流行性脳炎予防注射	実施期日	実施区域	実施場所
"	五月十七日	境港町外江町	同上
"	"	渡町	渡町
"	"	境港町渡町	境港町渡町
"	"	上道町	上道町
"	"	中浜	中浜
"	"	余子	余子
"	"	中浜	中浜
"	"	米子市大篠津町	米子市大篠津町
"	"	和田町	和田町
"	"	夜見町	夜見町
"	"	富益町	富益町
"	"	彦名町	彦名町
"	"	和田町	和田町
"	"	夜見町	夜見町
"	"	富益町	富益町
"	"	彦名町	彦名町
"	"	渡町	渡町
"	"	中浜	中浜
"	"	余子	余子
"	"	中浜	中浜
"	"	米子市大篠津町	米子市大篠津町
"	"	和田町	和田町
"	"	夜見町	夜見町
"	"	富益町	富益町
"	"	彦名町	彦名町
"	"	和田町	和田町
"	"	夜見町	夜見町
"	"	富益町	富益町
"	"	彦名町	彦名町
"	"	和田町	和田町
"	"	夜見町	夜見町
"	"	富益町	富益町
"	"	彦名町	彦名町
"	"	渡町	渡町
"	"	境港町外江町	境港町外江町
"	"	同上	同上

00858

昭和30年5月13日 金曜日 鳥取県公報 第2615号 2

鳥取県告示第二百三十八号

次のように豚コレラ及び豚の流行性脳炎予防注射を実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、豚の所有者に対する予防注射をうけることを命ずる。

昭和三十年五月十三日

- 鳥取県知事 藤 茂
- 一 實施の目的 豚コレラ及び豚の流行性脳炎予防のため
- 二 實施の区域 別表のとおり
- 三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚コレラ 豚（但し生後五十日以内、分娩前一箇月、分娩後十日以内のものを除く）
- 四 實施の期日 別表のとおり
- 五 檢査、注射の別及びその方法

豚コレラ予防注射	実施期日	実施区域	実施場所
"	五月十七日	境港町外江町	同上
"	十九日	渡町	渡町
"	十九日	渡町	渡町
"	十九日	余子	余子
"	十九日	中浜	中浜
"	十九日	余子	余子
"	十九日	中浜	中浜
"	二十日	渡町	渡町
"	二十日	余子	余子
"	二十日	中浜	中浜
"	二十一日	境港町中浜	境港町中浜
"	二十一日	和田町	和田町
"	二十一日	夜見町	夜見町
"	二十二日	境港町中浜	境港町中浜
"	二十二日	和田町	和田町
"	二十二日	夜見町	夜見町
"	二十三日	境港町中浜	境港町中浜
"	二十三日	和田町	和田町
"	二十四日	夜見町	夜見町
"	二十四日	富益町	富益町
"	二十四日	彦名町	彦名町
"	二十五日	夜見町	夜見町
"	二十五日	富益町	富益町
"	二十五日	彦名町	彦名町

鳥取県告示第二百三十九号

次の土地はその公用を廃止する。

昭和三十年五月十三日

鳥取県知事 遠 藤

茂

廢

止

指

定

鳥取県東部地方事務所

鳥取県東部福祉事務所

〃

東部山林事務所

〃

東部耕地事務所

00860

昭和三十一年五月十三日 金曜日 鳥取県公報 第2615号 4

(関係方面は土木部管理課に保管)

鳥取県告示第二百四十一号

鳥取県会計規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号)第二条の規定による廻を次のとおり昭和三十年五月一日廢止並びに指定した。

昭和三十年五月十三日

鳥取県知事 遠 藤

茂

昭和三十年四月十三日

鳥取県知事 遠 藤

茂

番号	氏	名	小売さばき場所	住 所
六四	旧	鳥取県職員組合西部地方事務所支部	支部長 田中 繁	
	新	鳥取県職員組合西部地方事務所支部	支部長 生田 比	米子市東町九七 同 上
一三二	旧	東村農業協同組合	組合長 寺谷 剛	羽尾三九二ノ一小 同 上
	新	東浜農業協同組合	組合長 寺谷 剛	岩美郡岩美町一小 同 上

00861

昭和三十一年五月十三日 金曜日 鳥取県公報 第2615号

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十三号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年五月十三日

鳥取県教育委員会委員長 三 木 順 治

一日 時 昭和三十年五月二十三日 午前十一時

一場所 鳥取県教育委員会 会議室

一議題 1 県立学校人事について

2 寄附採納について

公安委員会規則

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年五月十三日

鳥取県公安委員会 委員長 寺 谷 英 太 郎

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に關する規則（昭和二十九年七月鳥取県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表二 巡査駐在所、巡査派出所の名称、位置及び受持区域中

署察警港境県取鳥				
一	署	詰	境港町中町	境港町中町 花町の岬町、入船町
二	"	"	"	" 東雲町、東本町、朝日町
三	"	"	"	" 中町、相生町、末広町
四	"	"	"	" 上道町
五	駅前巡査派出所	" 大正町	" 本町、栄町、松ヶ枝町	
一	港巡査派出所	境港町大正町	境港町のうち 花町の岬町、入船町	
二	"	"	" 東雲町、東本町、朝日町	
三	"	"	" 中町、相生町、末広町	
四	"	"	" 上道町	
五	駅前巡査派出所	"	本町、栄町、松ヶ枝町	

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年五月一日から適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 行日火、金
印商鳥取縣鳥取市東町取
印商鳥取縣鳥取市東町取
印商鳥取縣鳥取市東町取
印商鳥取縣鳥取市東町取